平成２９年（フ）第１７３９号
札幌市白石区北郷１条５丁目４番46―102号、開始決定時の住所札幌市白石区南郷通20丁目北３番22―1103号
破産者　谷内田浩樹
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５９１号
仙台市太白区萩ケ丘12番６号
破産者　坂本　好一
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第８０号
茨城県水戸市千波町2272番地
破産者　小林　康伸
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３５号
群馬県桐生市菱町１丁目3407番地の６、開始決定時の住所群馬県桐生市新宿３丁目９番48号
破産者　平野　博久
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第６４６号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字杉戸3104―１、住民票上の住所埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸３丁目13番12号
破産者　鈴木　　茂
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１５３号
埼玉県草加市苗塚町168番地　Ｋハイム202号、開始決定時の住所埼玉県草加市花栗４丁目20番18―101号
破産者　関川　千春
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４４２号
埼玉県八潮市大字二丁目229番地　フラワーパレス202号
破産者　工藤絵里子（旧姓渡辺）
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１６８号
山梨県中巨摩郡昭和町西条3806番地１ラフィーネ昭和町モデリア205号、前住所山梨県笛吹市石和町松本222番地10　石和駅前ハイネス205
破産者　中村和行こと　鄭　　永鎬
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２３７号
愛知県稲沢市西町３丁目14番33号　アーバン・ミニオン102、開始決定時の住所愛知県江南市後飛保町新開216番地
破産者　堀場　**甚**逸
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第２２９号
愛知県一宮市古見町12番地１　県営両郷住宅２―306号
破産者　西村利志夫
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第５８号
和歌山県岩出市新田広芝76番地の15
破産者　受験教室今井こと　今井　良知
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１６号
愛媛県西予市宇和町小野田239番地
破産者　大塚　昭則
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２９年（フ）第１０９９号
福岡市博多区諸岡５丁目14番10―402号、前住所福岡市南区井尻２丁目36番23―102号
破産者　石井　成太
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５４号
釧路市鳥取南５丁目３番1408号　ダイコービル安心館４階1408
破産者　佐藤　敏彦
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１８０号
秋田市新屋高美町１―13、前住所秋田市新屋比内町９番23号
破産者　田近　宏樹
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５９９号
横浜市南区宮元町２丁目43番地　ＬＩＶ　ＩＮ蒔田402
破産者　高瀬　英治
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部